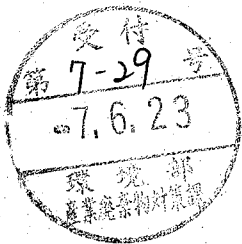


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 21日	
柏市長	様
	提出者
	住 所 千葉県船橋市浜町2-1-1 ららぽーと三井ビル12階
	氏 名 三井ホーム株式会社千葉建設事業部 部長 平沢 明生 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号 047-437-9810
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井ホーム株式会社 千葉建設事業部
事業場の所在地	千葉県船橋市浜町2-1-1 ららぽーと三井ビル12階
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 事業区分：木造建築工事業
② 事業の規模	11,211百万円
③ 従業員数	25名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別表1のとおり

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別表2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表3の通り	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1）OSプレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 2）屋根材・軒天合板・断熱材プレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 3）現場投入量の削減策を検討し、試行した。 4）部資材ロット単位や拾い基準の見直しにより排出量の削減を推進した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表3の通り	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 1）OSプレカットを継続して実施する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制する。 2）部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。 3）造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。 4）現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出するよう、関係各位への指導・徹底を行った。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他（ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他） <束ねて排出>⑦長尺材（ランバー等はカットのうえ束ねる）⑧段ボール 2）解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順の遵守、分別排出の推進を指導した。また、特定品目の再資源化施設への処理委託を推進した。		
	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1）新築系産業廃棄物は、原則以下の品目ごとに分別し排出する。 <袋詰め排出>①廃石膏ボード②廃プラスチック類③木くず④紙くず⑤金属くず⑥その他（ガラス陶磁器くず、コンクリートガラ他） <束ねて排出>⑦長尺材（ランバー等はカットのうえ束ねる）⑧段ボール 2）解体系産業廃棄物は建設リサイクル法の定める手順を遵守し、分別解体を行う。また、特定品目（木くず、コンクリート）の再資源化施設への処理委託を行う。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 1) 分別排出の徹底により再生利用を促進する。 2) 段ボールの再生事業者へのリサイクルを推進する。 3) 有用な木材の自主回収を促進し、リサイクルを推進する。 4) 廃棄物処分業者への委託に際し、リサイクルへ向かう処理ルートを優先・指示する。 5) 廃石膏ボードを石膏ボードメーカーへ持ち込みリサイクルを推進する。		
② 計画	【目標】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 1) 現場での分別排出を徹底する事により再生利用を促進する。 2) 段ボール等を有価材再生事業者へ委託し、リサイクルを推進する。 3) 有用な木材の自主回収を促進し、マテリアルリサイクルを推進する。 4) 廃棄物処分業者への委託に際し、リサイクルへ向かう処理ルートを優先・指示する。 5) 廃石膏ボードを石膏ボードメーカーへ持ちこみリサイクルを推進する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
② 計画	【目標】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 該当なし		
② 計画	【目標】該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表3の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	1）産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみに委託することを徹底している。		
	2）廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握するため廃棄物処理体制表を作成。処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要な手続きを速やかに行った。		
	3）廃棄物管理票（マニフェスト）により、最終処分までの工程の確認を行った。		
	4）新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進した。		
	5）委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者か否か確認した。		

② 計画	【目標】別表3の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う 業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1) 産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 2) 処理の工程の確認は、廃棄物管理票(マニフェスト)により行う。 3) 新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出(解体)及び再資源化施設での処理委託を推進する。 4) 委託契約先処理施設の現地確認をおこなう。 中間処理場・リサイクル施設および積替え保管場所一年1回 最終処分場ー3年に1回		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

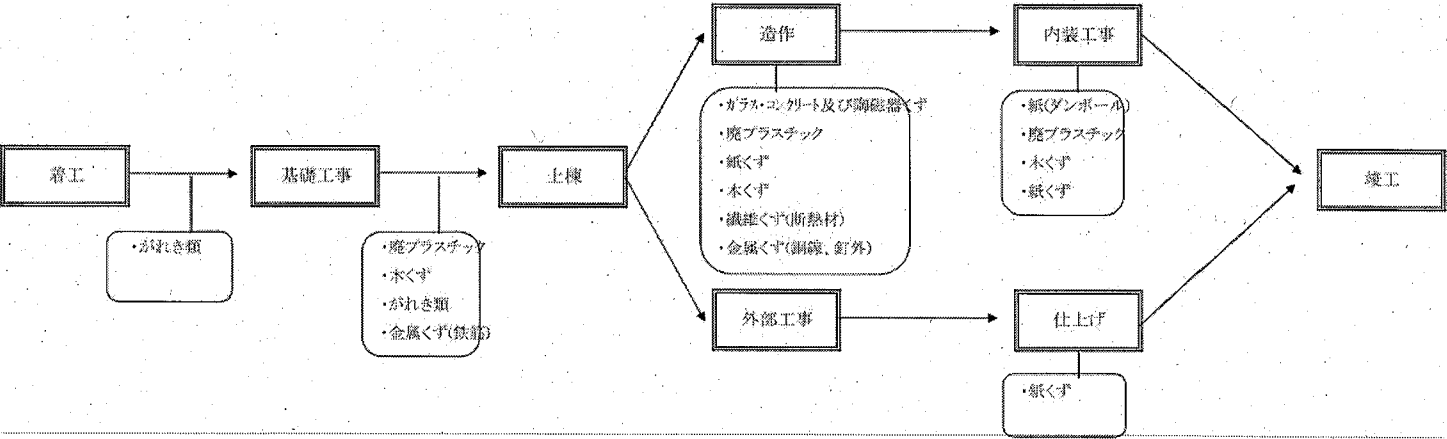
《 別 表 1 》

一 産業廃棄物の一連の処理の工程 一

がれき類	→	破碎・選別	→	再生利用
ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	→	破碎・選別	→	再生利用
廃プラスチック	→	破碎・圧縮・選別・固化・切断	→	再生利用
紙くず	→	破碎・圧縮・選別	→	再生利用
木くず	→	破碎・圧縮・選別	→	再生利用
繊維くず	→	破碎・圧縮・選別・切断	→	再生利用
金属くず	→	破碎・選別	→	再生利用
石綿含有産業廃棄物	→			埋立

新築工事

※製造品目は、木造住宅のみ



解体工事

※既存家屋解体工事

がれき類 / ガラス・コンクリート及び陶磁器くず / 廃プラスチック / 紙くず / 木くず / 繊維くず / 金属くず / 廃石膏ボード / 混合廃棄物 / 石綿含有産業廃棄物

《 別 表 2 》

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

廃棄物管理責任者	三井ホーム 本社 建設事業推進部長
廃棄物処理統括責任者	三井ホーム 千葉建設事業部 部長
廃棄物処理責任者	三井ホーム 千葉建設事業部 施工グループ長
廃棄物処理担当者	三井ホーム 千葉建設事業部 工事担当者

廃棄物管理責任者	
職位	三井ホーム本社 建設事業推進部長
権限	産業廃棄物に関する業務の責任者として、三井ホーム部・支社及びFC会社の業務遂行を指揮・管理する。
役割	☐ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ☐ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ・事務局 建設事業推進部 建設事業推進グループ

廃棄物処理統括責任者	
職位	三井ホーム各事業本部の建設事業部長、支社長、及びFC会社技術責任者
権限	廃棄物処理に関する三井ホーム部・支社及びFC会社の最高責任者として、部下を指揮・監督し、業務執行を統括する。
役割	☐ 廃棄物処理方針の策定 ☐ 技術部及び支店およびFC会社の廃棄物管理規定の策定・改廃 ☐ 廃棄物処理に関する各種運用事項の決定、承認

廃棄物処理責任者	
職位	三井ホーム建設事業部生産グループ長・施工グループ長、オーナーサポート部技術室長・リフォーム営業室長、及びFC会社技術責任者もしくは廃棄物処理統括責任者が任命する者
権限	部下を指揮・監督し、廃棄物処理に関する業務を遂行する。
役割	☐ 廃棄物処理計画の作成 ☐ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ☐ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ☐ 処理業者、再生利用業者の調査、選定および管理 ☐ 委託契約の締結 ☐ 監督官庁への各種報告

廃棄物処理担当者	
職位	三井ホーム部・支社・FC会社工事担当者・オーナーサポート担当者・リフォーム担当者
権限	廃棄物処理責任者の命を受け、廃棄物処理に関する業務を遂行する。
役割	☐ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ☐ その他関連する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃プラ	廃石膏ボード	木くず
	排出量	441.12t	30.44t	66.38t	5.37t	1.02t	120.73t	45.12t	414.96t
	（これまでに実施した取組） 1）OSプレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 2）屋根材・軒天合板・断熱材プレカット推進の対象エリアを更に拡大する事により投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制した。 3）現場投入量の削減策を検討し、試行した。 4）部資材ロット単位や拾い基準の見直しにより排出量の削減を推進した。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃プラ	廃石膏ボード	木くず
	排出量	429.65t	29.65t	64.65t	5.23t	0.99t	117.59t	43.95t	404.16t
	（今後実施する予定の取組） 1）OSプレカットを継続して実施する事により木材投入量を削減し、結果として現場排出量を抑制する。 2）部資材ロット単位や拾い基準の見直しによる排出量の削減を推進する。 3）造作材プレカット・省梱包化・養生材の再利用の検討をし、実施する事で現場排出量を抑制する。 4）現場分別の徹底策を実施し、現場排出量の体積を減量化する事で現場排出量を抑制する。								

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】該当なし								
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量								
	（これまでに実施した取組） 該当なし								
②計画	【目標】該当なし								
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量								
	（今後実施する予定の取組） 該当なし								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】該当なし							
	産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
	(これまでに実施した取組) 該当なし							
②計画	【目標】該当なし							
	産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
	(今後実施する予定の取組) 該当なし							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】該当なし								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
	(これまでに実施した取組) 該当なし								
②計画	【目標】該当なし								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
	(今後実施する予定の取組) 該当なし								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和6年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃プラ	廃石膏ボード	木くず
	全処理委託量	441.12t	30.44t	66.38t	5.37t	1.02t	120.73t	45.12t	414.95t
	優良認定処理業者への処理委託量	91.63t	0.00t	0.00t	3.00t	0.00t	0.18t	12.95t	38.23t
	再生利用業者への処理委託量	378.08t	30.44t	66.38t	0.00t	0.92t	120.56t	26.97t	414.67t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t	30.44t	66.38t	0.00t	0.92t	120.56t	0.00t	376.72t
	（これまでに実施した取組） 1）産業廃棄物の処理は、委託契約を締結した収集運搬業者と処理処分業者のみに委託することを徹底している。 2）廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの処理の工程を把握するため廃棄物処理体制表を作成。 処理ルートの変更があった場合は委託契約の変更等、必要な手続きを速やかに行った。 3）廃棄物管理票（マニフェスト）により、最終処分までの工程の確認を行った。 4）新築系においては可能な限り袋詰め分別を行い、解体系においては現場での分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進した。 5）委託契約先処理施設の現地確認を行い、委託に適する業者が否か確認した。								
	【目標】								
	産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	金属くず	紙くず	石綿含有産業廃棄物	繊維くず	廃プラ	廃石膏ボード	木くず
②計画	全処理委託量	429.65t	29.65t	64.65t	5.23t	0.99t	117.69t	43.95t	404.16t
	優良認定処理業者への処理委託量	89.25t	0.00t	0.00t	2.92t	0.00t	0.18t	13.69t	37.24t
	再生利用業者への処理委託量	368.25t	29.65t	64.65t	0.00t	0.99t	117.43t	26.27t	403.89t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00t	29.65t	64.65t	0.00t	0.99t	117.43t	0.00t	366.93t
	（今後実施する予定の取組） 1）産業廃棄物の収集運搬、処理処分を委託する場合には、事前に収集運搬業者と処理処分業者のそれぞれ個別に書面により委託基本契約を締結する。 2）処理の工程の確認は、廃棄物管理票（マニフェスト）により行う。 3）新築系においては可能な限り袋詰め分別排出を行い、解体系においては現場での分別排出（解体）及び再資源化施設での処理委託を推進する。 4）委託契約先処理施設の現地確認をおこなう。 中間処理場・リサイクル施設および代替保管場所 一年1回 最終処分場 3年に1回								